

# 大規模災害時における支援活動に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と全徳島建設労働組合川島支部及び山川支部（以下「乙」という。）は、吉野川市で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

## （大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

## （支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書（大規模災害時支援活動要請書「様式第1号」）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書（大規模災害時支援活動要請書「様式第1号」）を提出するものとする。

## （支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- (1) 避難所等の被害に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- (2) 乙が覚知した被害情報の提供（被害状況報告「様式第3号」）
- (3) その他、甲が必要と認める応急・復旧作業

## （支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書（大規模災害時支援活動完了届「様式第2号」）により甲に報告するものとする。

## （活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

(出勤する組合員の身分)

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は平成 22 年 5 月 7 日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 22 年 5 月 7 日

甲 吉野川市

吉野川市長 川真田 哲 哉



乙 全徳島建設労働組合川島支部

支部長 木村 勝 政



全徳島建設労働組合山川支部

支部長 山岡 正 一



樹

く

イ

指

注

様式第1号（第3条関係）

## 大規模災害時支援活動要請書

全徳島建設労働組合川島支部・山川支部 様

以下のとおり支援活動を要請しますので、速やかに活動（作業）に着手してください。

活動依頼日	年 月 日			
作業名				
作業場所				
作業依頼課		担当者名		連絡先
作業概要				
指示事項				
注意事項	作業途中で2次災害の危険が生じたときは、直ちに作業を中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避措置を行うとともに、市担当課へ連絡し、指示を仰ぐこと。			

する。

了日の  
の協定

乙協議

する。



様式第2号（第5条関係）

## 大規模災害時支援活動完了届

吉野川市長 様

届出者 名 称

代表者氏名

印

以下のとおり支援活動（作業）を完了しましたので、関係書類を添えて届け  
出ます。

完了届出日	年 月 日
作 業 名	
作 業 場 所	
作 業 概 要	
作 業 経 過	
備 考	



